

第2章 随想

公益委員として感じたこと

前会長 新開 文雄

(公益委員 平成16年6月20日～平成26年6月19日)

私は、平成16年6月に公益委員に任命され平成26年6月に退任しましたので、10年にわたり公益委員として活動したことになります。この10年を振り返って担当した事件を通じて感じたことを述べさせていただきます。

労働法については司法試験の選択科目で選択したこともあり元々興味を持っており、弁護士になってからも労働問題については法律相談を受けていました。しかし、公益委員として活動すると、当事者一方の視点ではなく公益の立場からの見方が要求され、その難しさを強く感じました。

労働委員会の扱う事件は、審査事件、調整事件（あっせん・調停）、個別的労使関係事件の3つに大別されますが、10年間に不当労働行為事件の申立は15件（このうち取下げ4件）、調整事件（あっせんだけー以下「あっせん」といいます）の申立は21件（このうち取下げ2件）ありました。このうち、取下げを含めて不当労働行為事件は審査委員長として11件、あっせんは委員として5件担当しています。

私が最初に担当した事件は委員になって約1年経過後のあっせんでした。この事件は、午後3時からあっせんを開始しましたが、当事者の主張が全く噛み合わず、ただ時間が経過するだけでこのままあっせんを続けても合意するのは不可能だろうと思っていたところ、午後10時過ぎの使用側側のちょっとした一言で事件が急展開し、12時をちょっと回ったところであっせんが成立しました。このときの関係者（労使のあっせん員、事務局）の満足感・高揚感・安堵感を今でも忘れられません。また、私自身も満足感等とともに、事件処理を通じて継続的な労使関係の安定のためには「100かゼロか」の解決より和解により争いを終了させるのがいかに大事かを学びました。

担当した審査事件の中で一番印象に残っているのは吾妻自動車交通事件です。この事件は労働組合を消滅させるために会社を解散させて新設した別会社によって実質上同一事業を継続したというものです。

この事件では、調査期日を7回、審問期日を5回行いました。会社側には弁護士が代理人としてつきましたが、組合・組合員側には弁護士が代理人としてつかず、調査段階での争点整理に大変苦労しました。また、審問段階でも、予定していた証人が欠席したにもかかわらず組合・組合側が当日の手續続行を求めたことにより会場が混乱しかけて、審問指揮の難しさを実感しました。この事件では、調査及び審査の各段階で和解の打診をしましたが、今までの労使紛争の経緯から労使間に信頼

関係が全く醸成されず、いずれも労使双方から拒否され命令交付に至り、和解の難しさを感じました。この事件ではもう一人の審査委員として公認会計士の公益委員が担当しましたが、会社の解散の必要性を検討するに当たり、計算書類の分析をこの委員が一手に引き受けてくれ大変助かりました。

このことから、審査事件においては、申立の時点で事件の内容を見極め、何が争点なのか、どのような知識が必要か、どの公益委員が担当するのが相当か等の判断が非常に重要です。なお、この事件は使用者側から中央労働委員会に対して再審査の申立がありましたが、基本的に当委員会の結論が維持され、確定しました（中労委平21.9.16決定。不当労働行為事件命令集別冊中央労働時報第1408号726頁）。

労働委員会は公益・労・使の代表による三者構成がとられていますが、この構成は公益及び労使の利益を適切に調和させることが期待できます。労働委員会も個別的労使関係事件の解決に重点が移っていますが、この点で3回の期日で結論を出す労働審判とは異なりじっくり当事者の意見を聞く等の長所があり、より当事者の意向を重視した解決が可能です。

このような特色のある労働委員会が今後も労働問題の解決に強く寄与することをお祈り致します。

労働委員会70周年の節目を迎えて

元労働者委員 影山 道幸

(平成12年6月20日～平成24年6月19日)

福島県労働委員会がこのたび発足から70年の節目を迎えられました。改めて心からお祝いを申し上げます。労働委員会制度が戦後70年にわたり、福島県の労使関係の安定に寄与され、今日の礎を築かれた諸先輩各位並びに関係各位のご苦勞とご功績に対し、改めて感謝と敬意の意を表する次第であります。

あえて申し上げるまでもなく、労働委員会は公正中立な立場から労使紛争を処理するため、労働組合法及び地方自治法に基づき設置された機関であります。その特徴としては、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成により労使の利害の調整や公正で説得力のある解決を公労使で求めていくことにあり、労働環境が大きく変化をする昨今の情勢ではありますが、今後もその特徴を生かし、福島県内の労使関係の安定と正常化にむけて持続的にその役割を発揮して頂ければと思います。

さて、戦後70年を経て、労働環境は大きく変化をしました。労働戦線が再編された平成元年、国内はバブル経済の真ただ中でありました。「力と政策」を標榜し、スタートを切ったナショナルセンターも、その後、バブル崩壊に端を発した「平成不況」に翻弄され、労働組合の運動にとって生命線である組織率低下に歯止めをかけることが出来ないままデフレという戦後経験をしたことのない環境におかれしました。結果として、春闘にも影響を与え、賃上げ水準も低下の一途を辿りました。また、終身雇用を基本とする雇用制度の見直しが進み、派遣や雇用期間の定めがある契約社員の拡大など雇用の多様化が進み、労働の複雑化が現在も進展している状況にあります。一方、法制度面においても平成20年に労働契約法が施行され、その後有期労働契約の新しい法整備が進み、平成27年には改正労働者派遣法や同一労働同一賃金推進法が成立する等、新しい労働法が進展しているところであります。

この様変わりをする労働情勢のなかで、私は平成12年から平成24年までの6期12年間、労働者委員を担ってきました。就任当初は、多くの不安を抱え労働委員に就きましたが、公益委員、使用者委員の皆さんのご指導により、何とか労働委員の職務を果たすことができました。

私が就任当時に扱った事件は、不当労働行為救済申立事件が8件、調整事件9件、個別調整事件8件でありました。なかでも記憶に残る取組みとしてあげられるのは、平成13年4月から開始した個別的労使関係紛争の「あっせん」であります。全国に先駆けて制度を導入し、全労委総会でも先進的な取組み事例として発表を行うなどして、全国の労働委員会からも集団的扱いと個別的扱いをどのように対処すべきか

について先進的事例として注目されておりました。産業・就業構造の変化により、非正規雇用労働者が増大し、労使紛争も集団より、労働者個人と使用者間の労使紛争が増加している状況を踏まえ制度化したものであります。個別的紛争処理は、出来る限り一回で解決、また現地に出向き解決するなど、より柔軟に解決するという基本方針に基づき対応してきたところであります。同時並行して、国や裁判所も個別労働関係紛争処理制度の導入を進めておりましたが、労働委員会にしかない三者構成の解決処理の優位性を県民に訴求しながら労使関係の秩序の形成や安定に役立ったものと確信をしたところであります。

また、この個別的労使紛争解決制度の導入とともに労働委員会の県民に対する認知度の向上や活性化という点においても、一定の県民理解が深まったものと考えます。しかし、平成27年12月に実施した「県民の声ミニアンケート」では、「県労働委員会が行っている労働者個人と使用者間のトラブル・紛争を解決する制度を知っていますか」の結果をみると、「知っている」と答えたのはわずか3割程度に終わっており、県民周知という点では現在も課題となっているようであります。私が就任していた当時もある県で、労働組合員に対して行った「労働委員会の存在を知っていますか」の問いに対し、知っていると応えたのはわずか3割程度という調査結果に唖然とさせられました。今なお周知という点においては課題が残されているようであります。この課題は、一朝一夕では解決出来ないものであり、地道な周知活動が必要であると思います。今後も労働委員会の独自性を県民の皆さんにアピールして頂きたいと思っております。

結びに、東日本大震災発災から5年を過ぎましたが、復興へは今しばらく時間を要するものと思っております。福島県の創生には、労使関係の安定があってこそ真の再生につながるものと思っております。福島県労働委員会が、これからも充実・強化され、更にご活躍されますことをご祈念してお祝いとします。

時代の変化に対応する労働委員会を目指して

労働者委員 鈴木 三男

(平成 23 年 2 月 1 日～)

福島県労働委員会が昭和 21 年(1946 年)に発足して以来、ここに 70 周年を迎えました。この間、集団的、個別的労使紛争の解決、労働争議の調整、不当労働行為の審査や労働組合の資格審査など、労働委員会が果たすべき役割に真摯に取り組んでこられました、歴代の公益・労働者・使用者を代表する委員の皆様、事務局職員の皆様に深く敬意を表します。

この 70 年間の間に労働委員会を取り巻く環境は大きく変化をしました。戦後の日本経済の発展を築いた製造産業が安い労働力を求めて海外に進出したことにより製造業で働く労働者の数は減少し、一方で流通・サービス、金融・保険、医療といった第三次産業で働く人の数が増え、その割合も多くなりました。時代の流れと共に労働者の働き方も変化をしてきました。当時は正社員で働く人がほとんどでしたが、現在は短時間(パート・アルバイト)、派遣、契約、再雇用といった多様な雇用契約で働く人の数が、全労働者の 40%を占めるに至っています。この変化に合わせるように労働組合の組織率は、70 年前は 50%台を誇っていましたが、年々低下し現在は 17%台まで落ち込みました。組織率の低下とともに集団的労使紛争や労働争議、不当労働行為などの事件が減少し、労働組合がない職場での事業主と労働者個人との労使紛争が増えてきました。

こうした背景と労働委員会そのものの認知度を高めその活用を図るために、全国労働委員会連絡協議会の下に、「労働委員会活性化のための検討委員会」が設置され、中央及び地方の労働委員会において、労働委員会を活性化するための様々な取り組みが行われています。福島県労働委員会では、個別労働紛争を扱うと共に、「労働困りごと相談会」や「ワークルール出前講座」の開催、福島県や労働局の労働相談窓口との連携、行政の広報紙や情報誌、マスコミ(TVや新聞)を使つてのPRで労働委員会の活性化に日々取り組んでいます。

私は平成 23 年に労働委員に就任しましたが、今まで担当した事件で印象に残るのは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に関する不当労働行為事件です。事件の概要は、原発事故による放射能汚染対策として雇用された作業員が加入する労働組合から、「作業員(組合員)への未払い賃金の支払いを求めた」団体交渉に会社が応じなかったことが不当労働行為に当たるとして、救済申し立てがあった事件です。この事件が特徴的であったのは、国からの除染作業工事を大手建設会社 3 社が J V で請け負い、実際の作業は下請会社に発注していました。労働組合は作業員

の雇用主は下請会社であるが元請会社には「下請会社に対する使用者性がある」として、元請会社のJV3社に団体交渉を求めたものでした。「使用者性」が争点となる事件は私にとって初めての経験でした。裁判の判例では、「使用者性」が認められるかどうかは、「資本関係」、「役員の派遣」、「労働関係上の影響力や支配力」等がどの程度あるかということで判断されているようです。この事件でJV3社は「使用者性」は認めませんでした。金銭解決での「和解」ということで終結しました。原発事故が無ければ起きなかった事件ですが、このような災害が二度と起こらないことを望んでやみません。

ある民間の調査機関によると、20年後には国内労働人口の49%にあたる職業が人口知能（AI）やロボットに代替えられる可能性があると発表しています。20年後というのは遠い先のように思えますが、その間人間からAIやロボットへの移行は徐々に進んでいくのだらうと思います。その時に労働委員会に寄せられる事件の“当事者”がAIやロボットということは有りえないと思いますが、健全な労使関係構築に重要な役割を果たしている労働委員会が今後ますます充実、発展していくことを願っています。

労働委員会での思い出

元使用者委員 森岡 幸江

(平成 18 年 6 月 20 日～平成 26 年 6 月 19 日)

私は平成 18 年から 26 年までの 4 期 8 年間使用者委員を務めさせて頂きました。委員の皆様や事務局の各位には、お世話になり有難うございました。

初めて担当したのは、「労働者が解雇の撤回を求めた個別的労使関係調整事件」でしたが、事象は一つであっても、労使双方により、捉え方感じ方がこんなにも違うものなのかとその難しさを痛感しました。事務局各位の入念な下調べの元、丹念に話を聴いていくと、全体像が見え始めました。一度こじれた関係は、修復しがたいものですが、お互いが歩み寄るために、公益委員、労働者委員、使用者委員と三者がかかわり、助言し解決につなげる過程は、大変意義深いものでした。

命令書に押印する際は、ようやくここに至ったという安堵感と、間違いなく履行されることを願うばかりでした。もちろん、事務局各位が最後まできちんと見届けます。

任期中、不当労働行為救済申立事件 3 件(救済 1 件、取下 2 件)、集団調整事件 4 件(解決 3 件、打切 1 件)、個別的労使調整事件 5 件(解決 4 件、打切 1 件)を担当しました。経営が厳しくなり、賃金が未払となり、退職金の減額を提示しなければならなくなったケース、社会福祉法人が、法令が変わり収益を上げるために解雇に踏み切るケース、また、事業を継続するために債権放棄を行い再出発した経営側が言葉を選びに選んだ「これから良くなる」という文言が、過剰な期待感を抱かせてしまったケース。守られねばならない労働者の権利や立場、存続させなければならない事業のせめぎ合い、譲れない一線は難しいものでした。

翻って、自分は会社の経営者として、「相手の話を本当に聴いているのか」また、「言葉を尽くして相手に話を伝えているか」「理解していただくために全力を挙げているか」ということを自問しています。しかし、誠意を尽くして物事にあたるということは、思いの外容易なことではないのかもしれないと痛感させられました。

任期中を振り返って、労使双方が解決した案件、あっせんを打ち切らざるを得なかった案件と様々でしたが、委員として力不足ながらも誠実に対応できたのではと思っております。

当時は勉強会も開催されました。一線の方々から直接、時流に沿ったレクチャーを頂きました。「裁判員裁判制度の導入にあたって」、「福島の経済状況」等、委員からの質問も熱が入ったものとなりました。

レクチャー後、農業総合センター、福島県赤十字献血センターも見学し、県行政の様々な取り組みを知ることが出来ました。その後は、委員を講師にした持ち回り

の勉強会も開催されました。労働者委員の各社での活動や取り組み、女性の活用事例は、興味深く参考になりました。蔵元である唐橋委員の日本酒の話、会計制度の昨今の変化や海外視察研修の話等様々な分野に触れることが出来ました。私は、平成21年に「観光業の昨今のとりくみについて」というテーマでお話をしましたが、当時訪日外国人観光客年間1000万人を目指すという高い目標を掲げて、それが今では1600万人に至り、2020年には4000万人を目指し、その伸び率に隔世の感があります。

当時発行されていたメールマガジンでも、委員のリレーエッセーがありました。編集後記は事務局各位が担当し、イニシャル表記が。端的な文章の中にウィットに富み、毎回どなたが書いているのか楽しみでした。メールマガジンはコアなファンの方がいらしたと伺っておりました。

春季、秋季に開催される北海道・東北六県総会には委員交代で出席しました。事例の発表、テーマに沿った分科会の討論があります。各県の取り扱い案件、委員の幅広いご意見はうなずけるもの、共感できないものそのような考え方もあるのかと、委員としての見識を深め参考になるものでした。北海道では、歴史が浅いために地縁が薄く、争議が起こりやすい、委員は広い道内をこちらから出向いて解決にあたるそうです。パイタリティーに溢れた各県の女性委員と交流を図ったのも楽しい思い出です。

『そのうち』の箱

使用者委員 星 逸朗

(平成 26 年 8 月 18 日～)

私が労働委員の辞令を福島県知事から拝受したのは、2014 年 8 月です。現職務に就いた時期の都合により、改選期の 6 月に間に合わなかったため、一人だけの辞令拝受となったのです。ある意味で、“前期高齢者の中途採用”を実践した結果と言えるかもしれません。

その私が労働委員に就任した当初は五里霧中の状態でした。しかし、時とともに少しずつ霧が晴れてきています。霧が晴れて見えてくるのは、労働委員会制度の素晴らしさです。

その素晴らしい現行の労働委員会制度も 1949 年に発足しているのですから、私と同じ年齢です。発足の後、多くの改正を積み重ねて現在がある訳です。

そして驚くことは国労委（国営企業労働委員会）と中央労働委員会が統合し現体制になったのは僅か 30 年前の昭和 63 年ですから、私などにとっては少し前のことなのです。この国労委と統合するにあたっては激しい議論が交わされ、その結果として公平性・中立性を確保するための公益委員選任の“労使委員による同意制”が維持されたと聞いています。

更に驚くことは、私たち福島県労働委員会の取組みは個別紛争あっせんが中心となっていますが、実は全国の労働委員会に先駆けて着手しているのです。他の多くの道府県では平成 13 年の個別労働紛争解決促進法制定後に着手しているのです。当県が全国に先駆けて取り組んでいたことには、驚くと同時に誇りに思うのは私だけではないでしょう。

労働委員会制度は、平成 24 年の労働委員会規則の改正など時代の状況に応じて今も改正を重ねています。そして改正を積み重ねていくことは、これからも続いていく筈ですし、続けるべきです。

ここまで書いてきてふと思い出した自作の文があります。それは次のような「そのうち」というタイトルの文章です。

『(前半省略)』

「そのうち」の箱を幾つも持って、その箱が空(から)になったら補充をし、常にたくさんの中身のある「そのうち」の箱を持っていたいと思います。

何歳になっても「そのうち」の箱は持っていたいと考えます。

私の理想の往生は、最期の言葉が「充分満足だった思い残すことは無い。」ではなく、「未だあれもやりたかった。これもやりたい」です。

前を向いたまま往生したいのです。(後半省略)』

7年前の文章ですが、思い出しては読み返します。そして、理想の往生が変わっていないことを確認し、「そのうち」の箱が空(から)になっていないかを確認してエネルギーの充填を図ることにしています。

気がつけば、7年前には想定もしていなかった労働委員になり3年目です。「労働委員としての箱」に知識と経験を充填して、これからも労働委員として使命や役割を果たしたいと考えています。